

議案第七十七号

国民宿舎三朝温泉会館使用料及び手数料徴収条例の一部改正について

次のとおり国民宿舎三朝温泉会館使用料及び手数料徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十九年六月十二日

三朝町長 松村 喬 成

昭和四十九年六月拾貳日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎



三朝町条例第 号

国民宿舎三朝温泉会館使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

国民宿舎三朝温泉会館使用料及び手数料徴収条例（昭和三十八年三朝町条例第二十三号

）の一部を次のように改正する。

「千九百円 以内」 「二千四百円以内

一万円 以内」 一万三千円以内

第二条中 四千五百円以内」 を 五千円以内

三百五十円以内」 を 五百円以内

百円 以内」 百五十円以内

五百円以内」 千円以内」

に改める。

附 則

この条例は、昭和四十九年七月一日から施行する。